

適合証明業務(フラット35)申請手数料

地域別割増手数料

愛知県・神奈川県 版

● 下表の対象地域の場合は、割増手数料を申請手数料に加算いたします。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

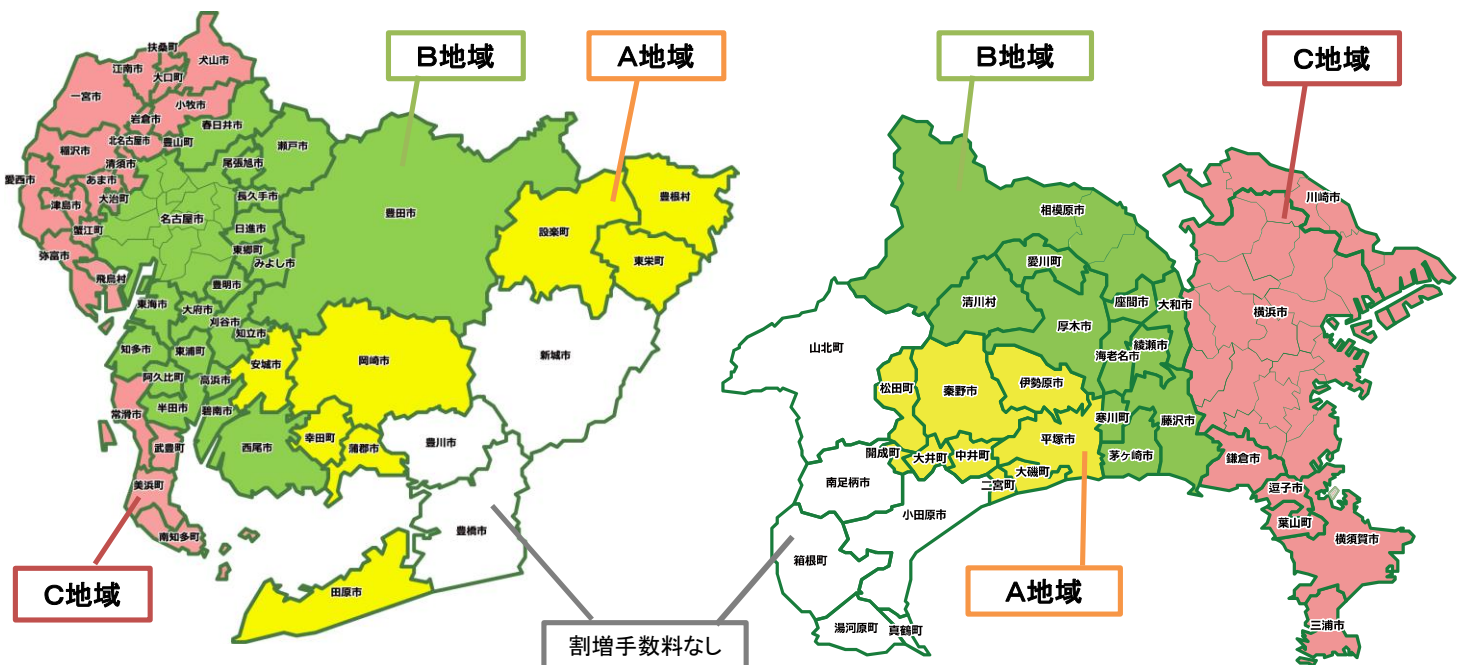
Table with 4 columns: 地域区分 (A, B, C), 割増手数料 (10,000, 15,000, 20,000円), 対象地域(愛知県), 対象地域(神奈川県). Lists municipalities like 田原市, 蒲郡市, 豊田市, etc.

- ※1. 消費税含む。
※2. 建築基準法による中間・完了検査または住宅性能評価(建設)を当センターで行っている場合は除く。
※3. 同一団地内で同日に連続して複数の住宅の検査を行う場合には、1つの検査申請のみに割増手数料を加算する。ただし、申請者の都合により別々の検査に変更となった場合は除く。

※地域別割増手数料も含む各申請の手数料は非課税となります。

愛知県

神奈川県



割増手数料なし

静岡県及び山梨県の全域は、地域別割増手数料はありません。